

設計業務等標準積算基準書

〔運用版〕

令和6年10月1日以降

宮城県土木部

1. 適用範囲

設計業務等標準積算基準書
設計業務等標準積算基準書（参考資料）
令和6年度版
監 修 国土交通省大臣官房技術調査課
発 行 一般財団法人 経済調査会

上記図書に関し、以下のとおり運用する。

2. 運用の内容

1. 内容を置き換えて運用する部分

- 1) 物価資料を用いる単価（参1-1-1）・・・・・・・・・・ P 1
- 2) 業務価格（参1-1-2）・・・・・・・・・・ P 2
- 3) 現地に滞在して業務を行う場合（参1-2-6）・・・・・・・・ P 3
- 4) 旅費交通費の扱い（参1-2-6～7）・・・・・・・・・・ P 3, 4
- 5) 削除項目（参1-2-8～9）・・・・・・・・・・ P 5, 6
 - ・ 1-3-3（3） 旅費交通費の構成
 - ・ 1-3-3（4） 旅費交通費等の積算例
 - ・ 1-3-3（5） 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定
- 6) 設計変更の積算方法（参1-2-11）・・・・・・・・・・ P 7

2. 適用年月日

令和6年10月1日以降

第1編 総則

第1章 総則（参考資料）

第1節 用語の定義

- 積算基準 : 適用範囲, 業務費構成, 構成費目の内容, 積算方法等, 積算に係わる基準を定めたもの。
- 標準歩掛 : 単位作業量, 業務に必要な技術者等の職種, 人員数, 材料の種類・使用量, 機械の機種・規格・運転時間, 各種条件に対する補正方法等を定めたもの。
- 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。
- 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。
- 参考資料 : 積算基準, 標準歩掛の統一的な運用を図るために, 歩掛の運用方法, 数量の算出方法, 業務のフロー図, 積算例等をまとめたもの。
- フロー図 : 業務の流れ, 区分・項目, 関連事項との対比を整理した図。
- 積算例 : 標準歩掛において, 各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。
- 物価資料 : 「建設物価」, 「積算資料」をいう。

第2節 設計等における数値の扱い

2-1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は, 原則として, 入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし, 消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については, 次式により求めた価格とする。

$$(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお, 算出された価格に端数が生じる場合は, 1円単位（1円未満切捨て）とする。

設計価格は, 標準歩掛による単価, 市場単価, 特別調査による単価, 見積もり等をもとに, 実勢の価格を反映するものとする。

2-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合, 補正係数を乗じた設計数量は, 小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。なお, 運転時間については小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。

(2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は, 1円単位（1円未満切捨て）とする。

(3) 物価資料を用いる単価

「土木部標準単価決定要領」によるものとする。

- (4) 補正係数及び変化率
補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。
- (5) 金額
各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (6) 雑品（地質調査業務についてののみ）
雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (7) 単価表の合計金額
 - 1) 土木設計業務等
原則として、端数処理は行わない。
 - 2) 測量業務及び地質調査業務
単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。
- (8) 内訳書の合計金額
原則として、端数処理は行わない。
- (9) 経費を算出する際の係数
経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。
- (10) 業務価格
業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

2-3 設計表示単位

- (1) 設計表示単位の取扱い
 - 1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。
 - 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。
 - 3) （2）設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、（2）設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
 - 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
 - 5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
 - 6) 契約数量は設計計上数量とする。
 - 7) 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
 - 8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算

(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分

1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。

なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。

現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。

地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料
〃	〃	日	1			供用日当り損料

連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。

2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「職員等の旅費に関する条例」及び「職員等の旅費支給規定」によるものとする。

なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

(2) 旅費交通費の扱い

1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。

2) 鉄道運賃等

2)-1 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。

2)-2 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。

2)-3 特急料金等については、下記により計上するものとする。

① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。

② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。

3) 宿泊料

積算方法は、「職員等の旅費に関する条例」及び「職員等の旅費等支給規定」によるものとする。

4) 日当（普通旅費）

日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。

計上する日当については、2分の1日当を原則とする。

5) 日当・宿泊料

職 種	日 当	宿 泊 料				
		普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費		
		甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上
主任技術者 理事・技師長，主任技師		「職員等の旅費に関する条例」及び「職員等の旅費支給規定」によるものとする。				
技師(A)，技師(B)，技師(C) 測量主任技師，測量技師 操縦士，整備士，撮影士 測量船操縦士 地質調査技師						
技術員 測量技師補，測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員，地質調査員						

- 備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。
2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。
3. 表中の金額については、「国土交通省日額旅費支給規則」で考慮されている消費税率をもとに算定した，税抜き価格を記載している。
4. 斜体文字は，2分の1日当の金額を記載している。

第1編 総則

(3) 旅費交通費の構成

(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)

$$\text{旅費交通費} = \underbrace{(\text{日当} + \text{交通費}) + \text{宿泊料 (1泊)}}_{\text{普通旅費相当分}} + \underbrace{\text{宿泊料} \times \text{必要日数}}_{\text{滞在日額旅費相当分}}$$

※往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

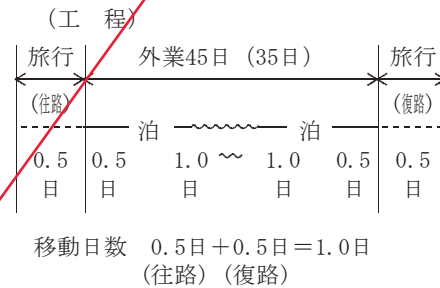
(4) 旅費交通費等の積算例 (滞在時)

(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)

1) 積算条件

業務内容 : 測量業務
 滞在地 : 乙地方
 積算上の基地～現地までの距離 : 210km

職種区分	編成 (人)	外業延 所要日数	宿泊 日数
測量技師	1	35	35
測量技師補	1	45	45
測量助手	2	45	45



2) 交通費

鉄道運賃 (片道) 普通運賃 3,750円 × $\frac{100}{110}$ = 3,409円

特急料金 2,730円 × $\frac{100}{110}$ = 2,481円

計 5,890円

3) 旅費交通費

	普通旅費相当分				滞在日額旅費相当分				
	日当	日数	交通費	往復	宿泊料	日数	宿泊料	日数	
測量技師	= 1,047	× 2	+ 5,890	× 2	+ 9,333	+ 8,752	× 29	+ 7,866	× 5
測量技師補	= 809	× 2	+ 5,890	× 2	+ 7,428	+ 7,057	× 29	+ 6,352	× 15
測量助手	= 809	× 2	+ 5,890	× 2	+ 7,428	+ 7,057	× 29	+ 6,352	× 15
旅費交通費計	= 316,345 + 320,759 + 320,759 × 2 = 1,278,622円								

※日当は、2分の1日当とする。

4) 往復旅行時間にかかる直接人件費 (参考: 令和2年度 設計業務委託等技術者単価)

	基準日額	移動日数	
測量技師	= 40,000	× 1	= 40,000円
測量技師補	= 29,700	× 1	= 29,700円
測量助手	= 29,500	× 1	= 29,500円
往復旅行時間にかかる直接人件費計	= 40,000 + 29,700 + 29,500 × 2 = 128,700円		

削除

(5) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定

宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。

$$D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \quad (\text{土曜, 日曜を休日とする場合})$$

ただし、[] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。

$$S_i = D_i \times (\text{技術者別編成人員})$$

C_i : 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

D_i : 補正された外業所要日数

S_i : 補正された外業延人日数

i : 測量技術者, 地質技術者, 設計技術者

【計算例】

2級基準点測量 新点10点, 基準点設置 新点10点 地上埋設(上面舗装)

区分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$	補正後外業 所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備考
測量技師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測
測量技師補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置
	4.0	0	4.0	3	12.0	観測
測量補助員	2.0	0	2.0	1	2.0	伐採
	3.5	0	3.5	3	10.5	観測
	6.0	2	8.0	2	16.0	設置

※測量技師補の外業編成人員は、観測のみ異なるため分離して算出している。また、測量補助員の外業編成人員は、伐採、観測、設置で異なるため分離して算出している。したがって、補正後延人日数の合計については、測量技師22.5日、測量技師補34.5日、測量補助員28.5日となる。

1-4 打合せ

打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(〇人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる旅費交通費のみを計上する。

ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途計上するものとする。

1-5 技術者単価

直接人件費の基準日額(技術者単価)は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

1-8 諸経费率等の扱い

1-8-1 諸経费率等の適用

- (1) 諸経费率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経费率等で算出し、合計して業務価格とする。
- (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経费率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経费率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経费率等を用いることとする。

1-8-2 近接して発注する場合

測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。

1-9 設計変更の積算方法

設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{原請負額}}{\text{原官積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

(変更業務委託料) (落札率を乗じた額)

- 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
2. **原請負額、原官積算額**は、消費税相当額を含んだ額とする。
3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
- ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 - ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合